

基本方針

現在の社会福祉は、国の経済対策による景気回復や社会保障・税の一体改革を実現する予算として社会保障の充実と安定化を図るとしてはいますが、まだまだ厳しい財政状況のもと、補助の削減や、規制改革の結果として企業等の参入が進み、事業経営・形態の再編成が進んでいます。また、介護保険法や障害者総合支援法等の公的施策自体も、個人の介護予防や自立支援を主眼とする仕組みとなり、これまでの行政を主体とする福祉の概念から大きく変化しました。

一方、地域社会においては、急速な少子、高齢化の進行がさまざまな変化をもたらしています。中でも社会的なつながりの希薄化などが指摘されており、高齢者や児童等への虐待、引きこもりや孤独死、悪質商法や詐欺等の被害、大規模災害時の要援護者支援のあり方など、多様な福祉問題が顕在化しています。

このような変動の時代にあって、本会が社会福祉法で定められた地域福祉を推進する中核組織としての重責を果たすためには、社会経済情勢や福祉環境の変化を敏感に捉えて迅速に対応する必要があります。

地域住民が主体となって展開する多様な地域福祉活動と、行政や福祉事業者との連携協力体制の強化が重要であります。個人としての尊厳を守られつつ、誰もが一般社会で等しく安心して生活できる福祉のまちづくり、お互いがささえあい、たすけあう福祉コミュニティの実現を目指して、効率的な運営と積極的な事業展開を追及します。

重点項目

I. 地域福祉活動計画の実践と新たな生活支援業務への取り組み

平成24年度に策定した「地域福祉活動計画」に添って、社会情勢に即した地域福祉活動の充実、相談・援助機能の連携強化、ボランティア活動の周知・啓発、市民の福祉意識の向上等に努めます。

また、平成27年4月1日に施行される「生活困窮者自立支援法」に基づく各事業や県内でも徐々に実施例が増えつつある成年後見制度の法人後見等、新たな生活支援業務についての検討を進めます。

II. 介護予防の推進と地域包括支援センターの複数化に向けた取り組み

超高齢社会の実情を踏まえ、高齢者のみならず一般市民がいつまでも住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、健康寿命の延伸のための効果的な介護予防事業に取り組むとともに、保健医療の向上及び福祉の増進のための意識啓発に努めます。

また、第5次介護保険計画に基づく地域包括支援センターの複数化に向けて、地域関係者とのネットワークの構築及び関係行政との協働による地域包括ケア体制の推進に努めるとともに、圏域毎に差異が生じることのない支援体制の整備を目指します。

III. 介護保険事業所の適正経営

本会が運営する「天童市居宅介護支援事業所」及び「天童市訪問介護サービス事業所」は地域支援における中心的な担い手として、介護保険のみならず、障がい者等様々な制度の利用者の立場に立った支援を提供するとともに、効果的かつ適正な運営に努めます。

また、利用者の尊厳の保持、利益と権利の擁護を基本に、公平公正な支援体制の整備を行います。加えて事業運営の自主性を確保するため経営基盤の強化を図り、提供する介護福祉サービスの一層の質の向上を目指します。

IV. 指定管理者制度対象施設の管理・経営

指定管理者制度の適用を受ける公共施設の管理者として、「天童市総合福祉センター」の適切な管理・経営を担います。管理業務の仕様書に基づき、市民の福祉増進や公平な施設の利用、経費の節減に努め、効率的な施設の管理運営を行います。また、本会事業との相乗効果を図りながら、利用者へのサービス向上に努めます。

事業概要

I. 地域福祉事業の推進

1. 地域福祉ネットワーク活動

(1) 地域社会福祉協議会の運営支援・活動充実

地域福祉活動の組織的、効率的な推進や福祉コミュニティの実現を目指して、福祉に関する問題発見や取り組み、関係機関への提言、啓発や住民参加、連携調整等に取り組む各地域社会福祉協議会に対して、積極的な運営支援を行います。

また、地域に要援護者が急増している社会情勢を踏まえて、本会や行政、福祉関係機関との効果的な連携や公私の役割分担についての共通理解を図り、活動の充実を目指します。

(2) 天童市福祉推進員活動の充実

福祉の問題を抱える高齢者や障がい者等に対して、地域住民の立場から問題の早期発見や連絡、関係機関との連携等を行う、福祉推進員活動の充実を図ります。

自治会長や民生委員・児童委員と連携した見守り、声かけを実践し、福祉推進員連絡会活動による相互の研修、情報交換を行います。また地域社会福祉協議会による他団体との連絡・調整や地域住民への周知促進を図り、活動を支援します。

(3) 「いきいきサロン」事業の充実・普及

町内会や民生委員・児童委員、福祉推進員等の福祉関係者や各種団体等が中心となって高齢者等の仲間づくりや健康増進を図る「いきいきサロン」事業の、より一層の内容充実、普及を目指します。

また、「一人暮らし高齢者激励会」事業を実施し、一人暮らし高齢者の孤立・閉じこもり防止を進めます。

(4) 子育て支援事業の実施

子育て支援の活動に積極的に取り組んでいる「母子寡婦福祉連合会」や「地域社会福祉協議会」「ボランティアグループ」との有機的な連携・協力を通して、効果的な子育て支援活動を行います。

2. 相談援助事業

(1) ささえあい相談所の運営

生活福祉・法律・ボランティアの相談窓口を開設します。市民からの多様な相談に対応できるよう、地域包括支援センター、市民相談室、消費生活センター等の相談機関との連携を密にして、対応強化を図ります。

(2) 「生活福祉資金」「たすけあい資金」の貸付・償還指導

低所得世帯や失業者世帯等の生活支援のため、担当民生委員・児童委員や行政等との協力・連携により、「生活福祉資金」「たすけあい資金」を適正に貸し付けます。また、借受世帯の生活の安定や順調な償還を実現するための適切な助言、指導に努めます。滞納世帯については、文書や訪問・面接会により生活状況の把握と返済計画の見直し等の相談支援を強化し、確実な償還につながるよう努めます。

(3) 福祉サービス利用援助事業の実施

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が不十分な方が安心し

て暮らせるよう、福祉サービス利用の援助や通帳等大事な書類の預かり、日常生活に必要な金銭管理の支援を行います。行政や病院、介護保険事業所等関係機関と連携しながら、一人ひとりの能力やニーズに応じた支援を行い、利用者が自分らしい生活が続けられるよう努めます。

(4) 避難者生活相談支援事業の実施

東日本大震災の影響により避難している方々の生活の質の向上を図るため、山形県社会福祉協議会の委託を受けて、相談支援活動にあたります。

市危機管理室や健康福祉部各課とも連携を図り、暮らしの情報の提供や身近な社会参加の場の紹介等を行い、避難者の方々が暮らしやすい環境づくりを目指します。

3. 社会福祉啓発と人材育成

(1) 社会福祉協議会だより発行

社会福祉協議会の趣旨や活動について、広く住民に認知してもらうため、より分かりやすく、充実した内容の誌面づくりに努めます。また、地域や学校の福祉活動や、ボランティア活動先等、身近な話題を掲載することで、住民の社会福祉への関心を高めます。

(2) 「いきいき・ふれあい健康福祉まつり 2014」の企画・開催

市民の健康と福祉の祭典として、例年恒例となっている「いきいき・ふれあい健康福祉まつり」の企画・開催にあたります。本会及び天童市を事務局とし、福祉関係団体等の参加・協力を得て、福祉に関する研鑽や体験を深めるコーナーを開設して、市民の福祉活動への関心と理解を高めることを目的とします。

(3) 社会福祉功労者表彰の実施

社会福祉の分野で顕著な貢献をされた個人・団体への感謝を表し、その功績をたたえるための表彰を行います。

(4) ふれあいまちづくり講座開設

医療、福祉等の専門資格や生きがい活動等の特技を持つ方に講師登録していただき、いきいきサロン等の地域の活動や学校等に派遣するふれあいまちづくり講座を開設し、地域福祉の活性化につなげます。

地域福祉活動の場に幅広く活用いただけるよう、積極的に講座の周知を図り、講師の人材発掘に努めます。

4. ボランティア活動の育成

(1) 福祉教育活動の実施

①福祉のこころ実践校事業

児童生徒の社会福祉やボランティア活動への関心を高めるため、市内の小中学校を「福祉のこころ実践校事業」協力校に指定し、福祉教育への支援を行います。特に、各学校と地域との連絡を密にし、地域ぐるみで福祉教育に取り組める環境づくりをすすめます。

②学校で実施する福祉学習・ボランティア活動への支援

福祉に関する講師やボランティア活動先の紹介、福祉用具の貸出等を行うことで、市内小中学校および高等学校が積極的に福祉学習やボランティア活動に取り組めるよう支援します。

(2) ボランティアセンター事業

広報誌等でボランティアセンターについてPRし、ボランティアニーズと活動希望者の情報収集を強化し、調整機能の向上を目指します。既存のボランティア団体が充実した活動を続けられるよう支援するとともに、幅広い市民層に対してボランティア活動の啓発を行います。

(3) 介護ボランティア支援事業の実施

本格的な高齢社会を迎える中、介護保険施設で高齢者がボランティア活動に取り組む際にポイント制を付与し、交付金を給付することにより、高齢者のボランティア活動の普及と健康の保持、介護予防の増進を図ります。

(4) 災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施

有事にスムーズにボランティアを受入・活用できるよう、「災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」をもとに、センター立上げや受付・マッチング等の訓練を行います。行政や青年会議所、NPO、地域社協、ボランティア等との連携や、市民への周知を強化し、協力体制の確保に努めます。

II. 共同募金活動

1. 一般募金・歳末たすけあい募金への協力

各地域社会福祉協議会や町内会をはじめ地域の方々のご協力を得ながら、山形県共同募金会天童市支会として、地域の特性を踏まえた積極的な共同募金運動を展開します。一般世帯や法人、学校、職域など、多くの方々から募金活動への理解と協力を得るため、広報活動を活発化します。

2. 歳末たすけあい募金の配分

歳末たすけあい配分委員会担当者会議において、低所得世帯や地域福祉事業等への適正・公正な配分のあり方を引き続き検討し、各地域の歳末たすけあい配分委員会において適正な配分を実施します。

III. 地域包括支援センター運営

1. 総合相談支援事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、早期発見・早期対応のため地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、相談に基づき、高齢者の心身の状況や生活の実態や必要な支援等を幅広く把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関または制度の利用につなげる等の支援に努めます。

(1) 総合相談・支援体制の充実

(2) 地域におけるネットワークの構築

(3) 在宅介護支援センターとの連携

(4) 包括支援センターニュース発行の充実

2. 包括的・継続的マネジメント事業

地域包括ケアシステムの基礎となる、医療・保健・介護サービス等の共助、住民ボランティア活動や地域の見守り支援等の互助との連携・連結を図るため、引き続き地

域包括支援センターのコーディネート機能の強化と共に多職種協働によるネットワークの構築に努めます。また、要介護者の支援の要となる介護支援専門員、介護サービス事業者等の連携及び質の向上のための支援を行います。

- (1) 地域ケア会議の開催
- (2) 主任介護支援専門員会議の開催
- (3) 介護支援専門員連絡会の開催
- (4) 介護サービス事業所連絡会の開催
- (5) 医師会との合同研修会の開催

3. 権利擁護事業及び認知症対策の推進

高齢者が様々な困難を抱えても、住み慣れた地域で尊厳のある生活を維持し、安心して暮らすことができるよう、近隣住民、民生委員・児童委員、介護支援専門員等の連携を図り、専門的・継続的な支援を行います。また、権利侵害を受けやすい認知症高齢者対策として、認知症について地域住民の理解促進に努めます。

- (1) 認知症理解の啓発
- (2) 消費者被害の防止対策の推進
- (3) 成年後見人制度、サービス利用援助事業の周知
- (4) 虐待通報への対応

4. 介護予防マネジメント事業

地域の介護保険未申請等の高齢者に対して、その置かれた状況に合わせ要支援及び要介護へ移行防止のため、介護予防事業等への参加推奨や介護予防の意識定着に努めます。また、地域包括ケア体制の充実のため、高齢者のみならず中高年を対象に健康寿命の延伸等を目的とした意識啓発を図ります。

- (1) 一次予防、二次予防対策の推進
- (2) はつらつ介護予防教室の開催
- (3) ロコモ体操推進サポーターの養成等

5. 指定予防支援事業

要支援状態であっても、その悪化をできる限り防ぐことを目的に、より効果的なサービスの利用のためのケアプラン作成を行います。また、居宅介護支援事業所との連携を図り、要支援・要介護の円滑な支援に努めます。

- (1) 給付管理の適正化
- (2) 業務委託環境の整備

IV. 介護サービス事業所運営

利用者一人ひとりが住みなれた地域で、誰もが安心してその人らしく生活できる環境づくりを目指して、介護保険の理念である「自立支援」「尊厳の保持」を基本に、法令遵守の業務管理体制の維持を図り、介護サービスの一層の質の向上に努めます。

1. 天童市居宅介護支援事業所の運営

(1) 介護保険制度に基づく指定居宅介護支援事業の実施

要介護者の日常生活機能の維持向上を図るケアプランを作成し予防のケアプランを受託します。また、特定居宅介護支援事業所の指定の維持を図ると共に、関係機

関との連携と、質の高い支援提供の業務管理体制を整備します。

(2) 介護保険に関する各機関との連絡調整、及び手続き代行

介護保険事業所はもとより、公的機関やさまざまな社会資源についての情報収集を行い、地域で生活する高齢者の円滑な支援を行う為、地域包括支援センターをはじめとする関係機関との連携の強化を図り、利用者の利益に資する支援に努めます。

(3) 要介護認定調査事業

介護認定の円滑な更新を目指し、担当する利用者の認定更新申請代りを適切に行うとともに、利用者本人の状況を正確に反映する認定調査に努めます。

2. 天童市訪問介護サービス事業所の運営

(1) 介護保険制度に基づく訪問介護事業

居宅サービス計画に基づき、利用者毎の目標の実現に資するサービス提供を目指し発生する業務の管理体制の整備を図ります。また、提供する介護サービスの質の向上のため、処遇改善加算の実施及び訪問介護員の介護技術を高めるための研修を行います。

(2) 障害者総合支援法に基づく居宅介護及び重度訪問介護事業

障がいを持つ方が地域で可能な限り自立した生活を続けられるよう、利用者個々のニーズに添った居宅介護計画の作成とサービス提供を目指します。また、変化する制度に対応した業務管理体制の整備を図ります。

(3) 地域支援事業に基づく移動支援事業の実施

市からの委託事業として視力障がいのある方を対象に、地域活動や社会参加の実現のため契約内容に基づき適正な移動を支援する事業を実施します。

(4) エンゼルサポーター派遣事業の実施

双子以上を養育している保護者に対し、個々の養育方針を受け止め支援することにより、安心して子供を産み育てられる環境、“親子のふれあい”を確保できる環境づくりの援助に努めます。

(5) まごころ支援事業（自主事業）の実施

介護保険、障害福祉サービス事業で対応できないサービスを本会の自主事業として補うことにより、利用者のニーズに密着したサービス提供を行い、安心して在宅生活が続けられる支援に努めます。

(6) 実習生・研修生の受入れ

福祉人材育成を目的に将来福祉分野で活躍しようとする学生を中心に、介護の専門知識と介護技術の指導に努めます。

(7) その他、利用者及び家族との連携強化

利用者との信頼強化のために、年賀状の送付に加え、災害時の安否確認のための地域における連絡票の整備を行います。

V. 受託施設等の管理・経営

1. 天童市総合福祉センターの管理・経営

施設の良い環境整備、適切な管理に努め、施設利用については福祉活動への優先的な開放を行うとともに、より多くの方々に利用いただけるよう、効率的な貸し出し、

サービスの向上に努めます。また効率的な経営、経費節減に努めながら、災害時等には避難所として利用いただけるよう施設管理に努めます。

VI. 法人組織の管理・運営

1. 理事会、評議員会の開催
2. 監事による監査の実施
3. 職員の資質向上のため、各種研修会への参加